平成29年度中間市地域内フィーダー系統確保維持計画について(第1回交通会議協議分)

◆第1回交通会議(5月27日開催)の協議内容からの主な変更点

- ①1回あたりのサービス提供時間1.06時間から1時間への変更による計画サービス提供時間の減少
- ②実車走行キロの算定について、平成28年10月から平成29年9月までの見込値から平成27年10月から平成28年9月までの実績値を含んだ見込値への算定変更

▼平成29年度(修正計画)【3,068千円 → 3,000千円】

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成29年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
						乗合バス型/ デマンド型の 別	基準口で該当 する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 無	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)	
	ひかり第一交通株式会社 産業タクシー株式会社	⑴ 太賀・朝霧系統	487.5	487		乗合バス型	1	通谷電序停留所で地域関幹線系 秋である西藤バス北九州株式会 社の中間線と接続	3	
福岡県	有限会社ことぶきタクシー	② 通谷・桜台系統	564.0	564		乗合バス型	1	通谷原等券留存で地域開幹検系 統である西鉄パス北九州株式会 社の中間線と接続	3	
(中間市)	有限会社ことぶきタクシー	(3) 垣生・下大隈系統	1,039.0	1,039		デマンド型	1	通谷電子停留所で地域間幹鉄系 統である西族パス北九州株式会 社の中間標と接続	1	
	ひかり第一交通株式会社	(4) 砂山・底井野系統	910.0	910		デマンド型	1	通谷電等容器所で地域開幹線系 終である西鉄バス北九州株式会 社の中間線と機能	1	
	슴 計									
国庫補助金	国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)						国庫補助上 限額(千円)	3,842,000		

(注)

- 1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「〇」を記載する。
- 4.「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

▼平成29年度(当初計画)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成29年度

都道府県	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
(市区町 村)						乗合バス型/ デマンド型の 別	基準口で該当 する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 毎	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)	
	ひかり第一交通株式会社 産業タクシー株式会社	⑴ 太賀・朝霧系統	482.0	482		乗合バス型	1	通管保存存者所で地域関係提及 報である西側バス北九州株式会 社の中間線と接続	3	
	有限会社ことぶきタクシー	② 通谷・桜台系統	570.5	570		乗合バス型	1	通谷電停停留所で地域関幹給系 接である西側バス北九州株式会 社の中間線と接続	3	
	有限会社ことぶきタクシー	(3) 垣生・下大隈系統	1106.0	1,106		デマンド型	1	通俗電序停告所で地域関係認済 続である西鉄バス北九州株式会 社の中間線と技統	1	
福岡県 (中間市)	ひかり第一交通株式会社	(4) 砂山·底井野系統	910.0	910		デマンド型	1	通い程序停留所で地域関例線系 級である西部バス北九州株式会 社の中間線と推検	1	
		(5)								
		(6)								
		(7)								
	숌 計			3,068						
国庫補助金内定申請額(干円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)			3,068			国庫補助上 限額(千円)	3,842			

(注)

- 1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 3. 『再編特例措置』には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域開幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「〇」を記載する。
- 4.「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

▼平成30年度(修正計画)【3,041千円 → 2,969千円】

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成30年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申讀番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
						乗合バス型/ デマンド型の 別	基準ロで該当 する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保 金	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)	
	ひかり第一交通株式会社 産業タクシー株式会社	⑴ 太賀·朝霧系統	478.0	478		乗合バス型	1	連合電停停管所で地域開修権系 権である西鉄バス北九州株式会 社の中国線と接続	3	
福岡県(中間市)	有限会社ことがきタクシー	② 通谷•桜台系統	564.0	564		乗合パス型	1	連谷電停停管所で地域開幹権系 値である両数パス北九州株式会 位の中間権と移植	3	
	有限会社ことぶきタクシー	(3) 垣生・下大隈系統	1,017.5	1,017		デマンド型	1	連谷電停停管所で地域開幹提表 値である西藤/(スミ九州株式会 社の中間級と投援	3	
	ひかり第一交通株式会社	(4) 砂山·底井野系統	910.0	910		デマンド型	1	通音電停停管所で味噌間辞報系 低である西鉄パス北九州株式会 社の中間株と採備	3	
숌 計				2,969						
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)			2,969			国庫補助上 限額(千円)	3,842,000			

(注)

- 1.「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「〇」を記載する。
- 4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

▼平成30年度(当初計画)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成30年度

都道府県	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
(市区町 村)						乗合バス型/ デマンド型の 別	基準口で該当 する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)	
	ひかり第一交通株式会社 産業タクシー株式会社	(1) 太賀・朝霧系統	483.5	483		乗合パス型	1	通音電評件室所で地域関幹線系 株である西鉄バス北九州株式会 社の中間報と接続	3	
	有限会社ことぶきタクシー	② 通谷・桜台系統	570.5	570		乗合バス型	1	進谷電停停留所で地域間前競乗 独である西鉄バス北九州株式会 社の中間報と機模	3	
	有限会社ことぶきタクシー	(3) 垣生・下大隈系統	1,078.5	1,078		デマンド型	1	通音電停停室所で地域開幹課業 統である西観パス北九州株式会 社の中間観と接続	3	
福岡県 (中間市)	ひかり第一交通株式会社	(4) 砂山·底井野系統	910.0	910		デマンド型	1	延谷電停停留所で地域間的設系 統である西廷パス北九州株式会 社の中間報と核様	3	
		(5)								
		(6)								
		(7)								
	合 計			3,041						
国庫補助金	国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)			3,041			国庫補助上 限額(千円)	3,842		

- 1.「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「O」を記載する。
- 4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

▼平成31年度(修正計画)【3,063千円 →3,006千円】

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成31年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
						乗合バス型/ デマンド型の 別	基準口で該当 する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)	
	ひかり第一交通株式会社 産業タクシー株式会社	⑴ 太賀·朝霧系統	487.5	487		乗合バス型	1	通台電停停留所で地域開幹機器 株である西鉄バス北九州株式会 七の中間場と接続	3	
福岡県(中間市)	有限会社ことぶきタクシー	② 通谷•桜台系統	570.0	570		乗合バス型	1	通告電停停備所で地域開幹収系 裁である西族パス北九州株式会 社の中間線と接続	3	
	有限会社ことぶきタクシー	(3) 垣生・下大隈系統	1,039.0	1,039		デマンド型	1	通貨電停停信所で地域開幹線系 鉄である異性がスエ九州株式会 社の中制線と接続	3	
	ひかり第一交通株式会社	(4) 砂山・底井野系統	910.5	910		デマンド型	1	通谷電停停留所で地域部計算系 級である西鉄パス北九州株式会 社の中間修と接続	3	
슴 計			3,006							
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				3,006			国庫補助上 限額(千円)	3,842,000		

(注)

- 1.「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 3. 「再綱特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「O」を記載する。
- 5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

▼平成31年度(当初計画)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成31年度

都道府県	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
(市区町 村)						乗合バス型/ デマンド型の 別	基準口で該当 する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 第	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)	
	ひかり第一交通株式会社 産業タクシー株式会社	(1) 太賀·朝霧系統	482.0	482		乗合バス型	1	適各電停停留所で地域関幹得系 総である西鉄パス北九州株式会 社の中間郷と接続	3	
	有限会社ことぶきタクシー	② 通谷•桜台系統	570.0	570		乗合バス型	1	適谷電停停留所で地域開幹権系 総である西鉄バス北九州株式会 社(0中間線と接続	3	
	有限会社ことぶきタクシー	(3) 垣生・下大隈系統	1,101.5	1,101		デマンド型	1	通谷取停停留所で地域同幹権系 統である西鉄パス北九州株式会 社の中間将と抽検	3	
福岡県 (中間市)	ひかり第一交通株式会社	(4) 砂山·底井野系統	910.0	910		乗合バス型	1	通行電停停電所で地域関幹権系 級である関鉄バス北九州株式会 社の中間線と接続	3	
		(5)								
		(6)								
		(7)								
合 計			3,063							
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				3,063			国庫補助上 限額(千円)	3,842		

- 1.「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 3.「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「O」を記載する。
- 4.「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。